

社会福祉法人広島県リハビリテーション協会
訪問介護事業所ときわ
重要事項説明書（障害福祉サービス:行動援護）

令和8年2月1日改定

1. 当事業所が提供する行動援護についての相談窓口

電話 : 082-431-6080
担当 : サービス提供責任者
時間 : 8時30分～17時30分
ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 事業の目的と運営方針

障害を持つ利用者に対し、適正な指定障害福祉サービスの行動援護を提供することにより、障害者総合支援法等の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、行動援護計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療及び福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業者の内容

(1) 訪問介護事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問介護事業所ときわ
指定番号	3472501877
所在地	広島県東広島市西条西本町24番17号
管理者	吉岡 真美
電話番号	082-431-6080
FAX番号	082-431-6081
事業の実施地域	東広島市西条町、八本松町、志和町、高屋町及び黒瀬町

(2) 事業所の従業者体制

管理者	1人（常勤兼務）
サービス提供責任者	2人（常勤兼務）
訪問介護員	3人以上

(3) 訪問時間等

営業日	月曜日～金曜日（8/13～15、12/30～1/2を除く）
営業時間	8時30分～17時30分 営業時間外は可能範囲で対応します。

4. 行動援護サービスの内容

サービス内容は厚生労働省の指針に基づいて行動援護計画を作成し、以下の支援等を行います。

- (1) 行動する際に生じ得る危険を回避するための必要な援護
- (2) 外出時における移動中の介護
- (3) 排泄および食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

(※具体的には、以下のようなサービスを行う)

- ・ 予防的対応：初めての場所で不安定になり、不適切な行動にでないよう予め目的地での行動を理解して頂く等
- ・ 制御的対応：行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめる等
- ・ 身体介護的対応：便意の認識できない方の介助等

5. ご利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該行動援護が法定代理受領サービスであるときは、障害者総合支援法による介護サービス費の告示上の額とします。

指定障害福祉サービスの給付サービスを利用する場合は、利用者ご負担額は、原則として基本料金の1割負担となります。ただし、障害者総合支援法の給付の範囲を超えたサービス利用は、基本料金の全額が自己負担となります。

(1) 基本料金

サービスに要する時間	単位数	基本料金 (×10.18)
30分未満	288 単位	2,931 円
30分以上1時間未満	437 単位	4,448 円
1時間以上1時間30分未満	619 単位	6,301 円
1時間30分以上2時間未満	762 単位	7,757 円
2時間以上2時間30分未満	905 単位	9,212 円
2時間30分以上3時間未満	1,047 単位	10,658 円
3時間以上3時間30分未満	1,191 単位	12,124 円
3時間30分以上4時間未満	1,334 単位	13,580 円
4時間以上4時間30分未満	1,479 単位	15,056 円
4時間30分以上5時間未満	1,623 単位	16,522 円
5時間以上5時間30分未満	1,764 単位	17,957 円
5時間30分以上6時間未満	1,904 単位	19,382 円
6時間以上6時間30分未満	2,046 単位	20,828 円
6時間30分以上7時間未満	2,192 単位	22,314 円
7時間以上7時間30分未満	2,340 単位	23,821 円
7時間30分以上	2,485 単位	25,297 円

※7時間30分を超えてのサービス提供についての報酬額は7時間30分以上の単位を適用します。

(2)加算料金

ア 夜間もしくは早朝の場合、又は深夜の場合

夜間早朝加算 1回につき 基本料金の25%

(夜間 18:00~22:00、早朝 6:00~8:00)

深夜加算 1回につき 基本料金の50%

(深夜 22:00~6:00)

イ 初回加算

新規でのご利用される際に、「サービス提供責任者」がサービス提供、若しくは同行した月に初回加算として200単位を加算させていただきます。

また、過去2ヶ月の間にサービス提供を受けていなかった場合にも加算させていただきます。

ウ 喀痰吸引等支援体制加算

喀痰吸引等が必要な方に対して、認定特定行為従事者が喀痰吸引等を行った場合に1日につき100単位を加算させていただきます。

エ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

当事業所は、介護職員の処遇改善に係る一定の要件を満たしていますので、介護職員処遇改善加算Ⅱ(合計単位数の36.7%)を加算させていただきます。なお、この加算額は、全額介護職員の処遇改善に充当されます。

オ 特別地域加算

特別地域加算の対象地域(安芸津町、豊栄町、福富町、河内町、黒瀬町大多田の一部)に訪問した際には、(合計単位数の1.5%)を加算させていただきます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆2人での介助は、受給者証への「2人介護可」記載がある場合で2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要があり、利用者の同意を得た上で対応いたします。この場合の料金は、通常の利用料金の2倍となります。

(例)・身体的理由により、1人の従事者による介護が困難と認められる場合

・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

・その他障害者等の状況等から判断して、上記2項に準ずると認められる場合

☆障害者総合支援法からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※上記は一般的なケースであり利用者の状況等により金額が変わることがあります。

(3)その他の費用

通常の事業実施地域以外への訪問介護サービス提供は基本おこなっておりませんが、事情によりサービス提供した場合は、別途交通費が生じます。

6. サービスご利用に当たってのお願い事項など

- (1)利用者又はご家族の方は、利用者の体調に変化があった際には、事業所にご一報ください。
- (2)事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はご家族の方と相談させていただきます。
- (3)従業者に対する贈物や飲食のおもてなしは、お受けできません。

7. 非常災害対策

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全確保を第一とし、迅速適切な対応に努めます。また、事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者等に対し必要な訓練等を行います。

8. 緊急時の対応

事業所は、現に訪問介護を行っている時に、利用者の健康状態が急変した場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応並びに損害賠償

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者は、管理者の吉岡真美とします。
- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や支援技術の向上に努めます。
- (4)従業者が業務に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を、契約期間中も、契約終了後も、また従業者退職後も洩らさないことをお約束いたします。

事業者は、関係機関、医療機関に対して利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

12. 利用者の人権尊重

事業所は、利用者の人権及びプライバシー保護のためのマニュアルを整備し、従業者

に対し研修を行うとともに、従業者は、利用者に対して、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇します。

13. 衛生管理

事業所は、感染症の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うとともに、事業所及び従業者は、感染症の発生及び蔓延防止のために必要な措置を講じます。

14. 身体拘束の禁止

事業所は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことをお約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びご家族の方に十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

16. 苦情相談窓口

ご利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口及び苦情解決責任者はサービス提供責任者兼管理者の吉岡真美とします。

利用時間：月曜日から金曜日（祝日・祭日・年末年始を除く）

電話番号：082-431-6080

第三者委員に苦情を申し出ることができます。

氏名	田原 照美
住所	東広島市八本松町原5686番地
所属	民生児童委員
電話番号	082-429-0456

氏名	呼川 法利子
住所	東広島市黒瀬町南方1689-2
所属	
電話番号	0823-83-0487

次の公的機関においても、苦情申し出ができます。

機 関 名	東広島市役所健康福祉部障害福祉課
住 所	東広島市西条栄町8-29
電 話 番 号	082-420-0180
F A X 番 号	082-426-0181
開 庁 日	月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く） 8時30分から17時15分まで

機 関 名	広島県福祉サービス運営適正化委員会
住 所	広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉協議会内
電 話 番 号	082-254-3419
F A X 番 号	082-569-6161
開 庁 日	月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く） 8時30分から17時15分まで 来所の際は事前に電話予約が必要です。

17. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関と提携し、ご利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応ができるようにしています。

医 療 機 関 名	西条中央病院
住 所	東広島市西条昭和町 12-40
電 話 番 号	082-423-3050

18. 第三者評価

第三者評価の実施状況（有・無）

（実施年月日）令和 年 月 日 （評価機関）

（評価結果）

令和 年 月 日

指定障害福祉サービスの行動援護の開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地	広島県東広島市西条西本町24番17号
事業所名	訪問介護事業所ときわ
指定番号	3412500526
管理者名	吉岡真美 (印)
説明者	(印)

私は、本書面により、事業者から指定障害福祉サービスの行動援護について重要な事項の説明を受け同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

<利用者代理人（選任した場合）>

(署名代行者) 住 所 _____

続 柄 _____

氏 名 _____ (印)